

大総務第45号
令和3年7月19日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）第7条第1項に規定する外郭団体である阪神国際港湾株式会社による令和2年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪港湾局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第5条第2号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第7条第4項の規定に基づき、別紙により諮問します。

令和2年度 事業経営評価

《様式3》

団体名	阪神国際港湾（株）	所管所属名	大阪港湾局
-----	-----------	-------	-------

中期目標	中期目標期間
目標	令和2年9月1日から令和7年3月31日

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標Ⅰ	自己資本比率				
	目標値Ⅰ	R2目標	R3目標	R4目標	R5目標	R6目標（最終目標）
		10%以上	10%以上	10%以上	10%以上	10%以上
	実績値	H30実績		R1実績	R2実績	目標達成率
		13.28%		15.04%	16.00%	160.0%
	中期計画に対する進捗状況		ア	ア:「順調」 イ:「遅れあり」 ウ:「計画の見直し必要」		

外郭団体の自己評価

当該事業年度の達成状況について	
・当該事業年度の設備投資に関して、港湾法第55条の7及び第55条の9に基づく貸付金事業、及びその他の事業については1,727百万円の投資を行い、資金調達の状況に関しては借入金にて合計1,560百万円を調達。新型コロナウイルス感染症の影響等により計画よりは減少したが、ユーザー調整の結果当該年度に必要な投資、資金調達を行うことができた。 ・今年度は、昨年度に比べ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況であったものの、維持修繕費などのコスト削減に努めたこと、ガントリークレーンの減価償却期間の適正化を行ったことなどにより、引き続き当期純利益（581百万円）の計上につながり、当初計画を上まわることとなった。 ・今年度自己資本比率は16.00%であり、目標としている10%以上を確保することができた。	
最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について	
・今後も新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながらも港湾運営会社のメリットである無利子貸付金制度を活用し、適切な貸付料収入の確保、ターミナル施設の更新を計画的に進めライフサイクルコストの抑制等による業務コスト削減、資金繰り等を計画的に行うことで安定的な会社経営を目指す。	

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見					
	阪神国際港湾(株)は、無利子貸付制度を利用した施設更新による収益確保とコスト削減により利益確保につなげることができている。 また、積極投資を行っているが、あくまでも収益とコストのバランスを考慮したうえでの計画的なものであり妥当であると判断している。					

市の審査	指標の達成状況		審査結果			
	a	a: 指標全部達成 b: 指標一部未達成 c: 指標全部未達成	無利子貸付金制度を活用した資金調達により施設整備を行うとともに、効果的なコスト削減策にも取り組み、当期純利益を確保できていた。その結果、目標としていた自己資本比率10%を上回る16%を確保したことから、団体の自己評価は妥当であると考えている。			

当該事業年度の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価					
	団体においては、年度計画における目標を達成しており、安定的で健全な財務運営が行えている。今後も新型コロナウイルス感染症の影響に注視する必要があるが、港湾運営会社のメリットである無利子貸付金制度を活用し、ライフサイクルコストを考慮した計画的な設備投資を行い、賃貸料収入を確保することで、本市中期目標期間内における堅実な団体経営が行えるものと考えている。引き続き、安定的な財務基盤の確保に向け取り組んでいってもらいたい。					
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）					